



平成 28 年 2 月 26 日

各位

上場会社名 D I C株式会社  
代表者 代表取締役社長執行役員 中西 義之  
(コード番号 4631)  
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション部長 江頭 淳  
(TEL 03-6733-3033)

### 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 26 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 118 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、株式併合及び単元株式数の変更等の定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合を行う目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行います。

##### (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成 28 年 7 月 1 日をもって、平成 28 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

##### ③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成 27 年 12 月 31 日現在)	965,372,048 株
自己株式の消却により減少した株式数	13,803,000 株
併合により減少する株式数	856,412,144 株
株式併合後の発行済株式総数	95,156,904 株

##### ④ 併合後の発行可能株式総数 150,000,000 株（併合前 1,500,000,000 株）

(注) 当社は、平成 28 年 1 月 15 日に当社が保有する自己株式のうち 13,803,000 株を消却いたしました。

### (3) 併合により減少する株主数

平成 27 年 12 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	40,968 名 (100.00%)	965,372,048 株 (100.00%)
10 株未満	900 名 ( 2.20%)	2,849 株 ( 0.00%)
10 株以上	40,068 名 ( 97.80%)	965,369,199 株 (100.00%)

### (4) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて交付いたします。

### (5) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び単元株式数の変更等の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 変更の理由

上記 1. (1) に記載のとおり「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### (3) 単元株式数の変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び単元株式数の変更等の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成 28 年 7 月 1 日をもってその効力が発生するものといたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 定款変更の理由

- ①上記 1. 及び 2. の変更に伴い、現行定款第 8 条を変更するものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 28 年 7 月 1 日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、本変更の効力発生をもって削除するものといたします。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、有用な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第 27 条第 2 項及び第 36 条第 2 項の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>15 億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>150,000,000 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第8条の変更は、平成28年7月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって削除する。</u></p>

(注) 上記の定款第6条につきましては、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成28年7月1日に変更されたものとみなされます。

### (3) 定款の一部変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び単元株式数の変更等の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

#### 4. 日程

平成 28 年 2 月 26 日 取締役会

平成 28 年 3 月 29 日 第 118 期定時株主総会

上記 3. のうち定款第 27 条第 2 項及び第 36 条第 2 項の変更の効力発生日

平成 28 年 7 月 1 日 上記 1.、2. 並びに 3. のうち定款第 6 条及び第 8 条の変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成 28 年 7 月 1 日 ですが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 6 月 28 日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

## 【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

### Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

- A1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
今回当社では、10株を1株に併合いたします。

### Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。  
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

- A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。  
当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

### Q4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

- A4. 株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。  
株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍になるからです。  
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍になります。

### Q5. 受け取る配当金額はどうなりますか。

- A5. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

### Q6. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

- A6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年6月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。  
具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び

議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式相当分
例 1	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例 4	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

- ・ 例 2 及び例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 50 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度をご利用できます。
- ・ 例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.1 株）につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・ 例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問合わせください。

**Q7. 1 株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取り制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問合わせください。

**Q8. 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。**

A8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問合わせください。

**Q9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A9. 特に必要なお手続きはございません。

**Q10. 株主優待制度はどのようなのでしょうか。**

A10. これまでは、毎年 12 月 31 日現在の株主名簿記載の 1,000 株以上ご所有の株主様に対し、一律に当社 DIC 川村記念美術館の「株主ご優待招待券」2 枚を贈呈しております。

株式併合後は、毎年 12 月 31 日現在の株主名簿記載の 100 株以上ご所有の株主様に対し、一律に当社 DIC 川村記念美術館の「株主ご優待招待券」2 枚を贈呈することとなります。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以上